

## ハーグ証券条約と日本法 要旨

『国際商事法務』 37号 289-296頁(2009年)

野村美明\*

この論文は、ハーグ証券条約が発効した場合に、条約上の国際私法規則によって日本法が準拠法となる場合に、具体的問題の解決のために適用されるのは日本法上のどのルールかを論じる。Ⅰでは有価証券法理の発展を、債権的権利の帰属と譲渡の可視化・明確化の観点から概観し、Ⅱではハーグ証券条約が前提としている証券決済制度に関する具体的ケースをもとに、ハーグ証券条約は日本の国際私法（法の適用に関する通則法、以下「通則法」という、が定める国際私法規則を前提とする）からどのように説明できるかを論じる。最後に、ハーグ証券条約の国際私法規則によって日本法が準拠法となる場合には、従来の証券の混蔵寄託と共有持分の移転理論によるべきか、それとも社債株式振替法（以下では「振替法」という）によるべきかを議論する。

ハーグ証券条約が対象とする国際的証券決済制度は、発行会社が同一銘柄の証券全体の権利内容を表象する一枚の大券を発行してこれを国際中央証券預託機関に預託し、参加者である金融機関やさらに下層の金融機関間の決裁は、口座管理機関によって保有される証券の証券口座への記録によって行われるものである。このような国際証券決済制度は、個別の権利についての券面が不動化された従来の株式保管振替制度よりも、むしろ証券の無券面化、ペーパーレス化を前提とする新しい振替法に基づく振替決済制度に近いものといえる。

そもそも、有価証券法理は、証券に表象された権利の移転や帰属を、証券の交付や占有という形で明確化することによって、権利移転の明確性を高めて権利の流通を容易にするための法技術であった。口座の記録に着目して権利の帰属と移転を明確化しようとする国際決済制度に、わざわざ混蔵寄託と共有持分の移転という理論を適用して、権利関係を見えにくくする必要はない<sup>1</sup>。ハーグ証券条約が適用され、日本法が準拠法となる場合には、振替法的なアプローチで説明すべきである。

---

\*のむら よしあき，大阪大学大学院 OSIPP（国際公共政策研究科）/高等司法研究科併任教授

<sup>1</sup> もっとも、多層型システムにおいて投資家が発行者に対して直接の権利を有するという振替法の基層は見えにくい。